

広島県居宅介護職員初任者研修等カリキュラム

1 居宅介護職員初任者研修課程

合計 130 時間

講義及び演習	研修時間数	うち、通信形式で 実施できる上限時 間数(40.5 時間)
1 職務の理解【必須実習科目（事業者が必要と認める時間 数（1 時間以上が望ましい））】	6 時間	—
(1) 多様なサービスの理解		
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	7.5 時間
(1) 人権と尊厳を支える介護		
(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本	6 時間	3 時間
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(2) 介護職の職業倫理		
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
(4) 介護職の安全		
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	7.5 時間
(1) 障害者福祉制度		
(2) 医療との連携とリハビリテーション		
(3) 介護保険制度およびその他の制度		

5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間
(1) 介護におけるコミュニケーション		
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
6 障害の理解【任意実習科目（研修時間の 1/2 以内で実施）】	6 時間	3 時間
(1) 障害の基礎的理解		
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		
7 認知症・行動障害の理解【任意実習科目（研修時間の 1/2 以内で実施）】	6 時間	3 時間
認知症の理解		
(1) 認知症を取り巻く状況		
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		
(4) 家族への支援		
行動障害の理解		
(5) 行動障害とは		
(6) 自閉症の理解・自閉症の障害特性		
(7) 行動障害が起きる背景の理解		
(8) 行動障害を起こさせないようにするための支援		
8 老化の理解	3 時間	1.5 時間
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常		
(2) 高齢者と健康		

9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	12 時間
(1) 基本知識の学習	(10～13 時間程度)	
(2) 生活支援技術の講義・演習	(50～55 時間程度)	
(3) 生活支援技術演習	(10～12 時間程度)	
10 振り返り【(必須実習科目)(事業者が必要と認める時間数(2 時間以上が望ましい))】	4 時間	—
(1) 振り返り		
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

(注 1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注 2) 各科目内の時間配分については、内容に偏りがないよう、十分留意すること。

(注 3) 「1 職務の理解」は 1 番目に、まとめ部分である「10 振り返り」は最後に実施すること。

(注 4) 具体的な理解を促すため、「1 職務の理解」及び「10 振り返り」においては、障害福祉サービス事業所等における実習を必須とすること。また、効果的な研修を実施するために必要であると考えられる場合には、「6 障害の理解」及び「7 認知症・行動障害の理解」については任意に実習を行うことができる。

(注 5) 通信学習について

ア 講義の方法として通信学習を選択した場合は、「通信形式で実施できる上限時間数」を上限に履修時間の一部を通信学習に割り当てることができる。

イ 通信学習を割り当てた科目については、通学学習時間内の面接指導（通信学習課題の解説及び質疑応答）及び通信学習の内容を展開する演習を実施すること。

なお、「6 障害の理解」及び「7 認知症・行動障害の理解」については任意実習科目としているが、この科目について通信学習と実習とする場合は、通信学習の時間数と同じ時間数を面接指導及び通信学習の内容を展開する演習時間に充てること。

(注 6) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の時間内に当該科目の試験を行うこと。

(注 7) 全科目修了後に筆記試験による修了試験（1 時間程度）を実施すること。

【科目試験について】（注 6）

- 1 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の時間内に当該科目の試験を行うこと。
- 2 試験は筆記試験・口答試験・実技試験により実施し、技術の習得度を適正に評価すること。
- 3 修了評価の基準に達しなかった者には、再試験、レポート等の提出、補講等により指導し、再評価を受けさせること。

（実技試験の実施例）

実技試験の所要時間は、課題の提示、実施、評価、振り返り等を含めて２時間以上とする。

【修了試験】（注 7）

- 1 全科目の修了後に実施すること。
- 2 修了試験の時間は、研修科目の時間には含まず、概ね１時間とすること。
- 3 試験は、筆記試験により実施し、知識、技術等の習得度を適正に評価すること。
- 4 修了評価の基準に達しなかった者には、再試験、レポート等の提出、補講等により指導し、再評価受けさせること。

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

合計 50 時間

I 講義		計 25 時間
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義		小計 3 時間
(1) サービス提供の基本視点		(3 時間)
2 障害者（児）福祉・高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義		小計 4 時間
(2) 障害者（児）福祉の制度とサービス		(2 時間)
(3) 高齢者福祉の制度サービス		(2 時間)
3 ホームヘルプサービスに関する講義		小計 3 時間
(4) ホームヘルプサービス概論		(3 時間)
4 障害者（児）及び高齢者の疾病、障害等に関する講義		小計 3 時間
(5) サービス利用者の理解		(3 時間)
5 基礎的な介護技術に関する講義		小計 3 時間
(6) 介護概論		(3 時間)
6 家事援助の方法に関する講義		小計 4 時間
(7) 家事援助の方法		(4 時間)

7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	小計 5 時間
(8) 医学の基礎知識	(3 時間)
(9) 心理面への援助方法	(2 時間)
II 演習	計 17 時間
1 共感的理解と基本的態度の形成	4 時間
2 介護技術入門	10 時間
3 ホームヘルプサービスの共通理解	3 時間
III 実習	計 8 時間
1 在宅サービス提供現場見学	8 時間

3 重度訪問介護（基礎）課程

合計 10 時間

I 講義	計 3 時間
1 重度の肢体不自由者の地域生活等及び従業者の職業倫理	2 時間
2 基礎的な介護技術	1 時間
II 実習	計 7 時間
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	5 時間
2 外出時の介護技術	2 時間

4 重度訪問介護（追加）課程

合計 10 時間

I 講義	計 7 時間
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	4 時間
2 コミュニケーションの技術	2 時間
3 緊急時の対応及び危険防止	1 時間

Ⅱ 実習		計 3 時間
1	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場実習	3 時間

5 重度訪問介護（統合）課程

合計 20.5 時間

Ⅰ 講義		計 11 時間	備考
1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2 時間	基本研修
2	基礎的な介護技術に関する講義	1 時間	
3	コミュニケーションの技術に関する講義	2 時間	
4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3 時間	基本研修
5	管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3 時間	基本研修
Ⅱ 演習		計 1 時間	
	喀痰吸引等に関する演習	1 時間	基本研修
Ⅲ 実習		計 8.5 時間	
1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3 時間	
2	外出時の介護技術に関する実習	2 時間	
3	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5 時間	

※基本研修とは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 号第 1 号に定める基本研修に相当する研修課程

6 重度訪問介護（行動障害支援）課程

合計 12 時間

Ⅰ 講義		計 6.5 時間
1	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5 時間
2	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5 時間

Ⅱ 演習		計 5.5 時間
1	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1 時間
2	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3 時間
3	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5 時間

7 同行援護（一般）課程

合計 20 時間

Ⅰ 講義		計 12 時間
1	視覚障害者（児）福祉サービス	1 時間
2	同行援護の制度と従業者の業務	2 時間
3	障害・疾病の理解①	2 時間
4	障害者（児）の心理①	1 時間
5	情報支援と情報提供	2 時間
6	代筆・代読の基礎知識	2 時間
7	同行援護の基礎知識	2 時間
Ⅱ 演習		計 8 時間
1	基本技能	4 時間
2	応用技能	4 時間

8 同行援護（応用）課程

合計 12 時間

Ⅰ 講義		計 2 時間
1	障害・疾病の理解②	1 時間
2	障害者（児）の心理②	1 時間

Ⅱ 演習		計 10 時間
1	場面別基本技能	3 時間
2	場面別応用技能	3 時間
3	交通機関の利用	4 時間

9 行動援護課程

合計 24 時間

Ⅰ 講義		計 10 時間
1	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5 時間
2	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5 時間
3	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3 時間
4	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5 時間
Ⅱ 演習		計 14 時間
1	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1 時間
2	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3 時間
3	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5 時間
4	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3 時間
5	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3 時間
6	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5 時間
7	危機対応と虐待防止に関する演習	1 時間